県内の他の市町村へ転居する方へのお知らせ

平成２３年４月１０日（日）は，鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

平成２３年１月１日以降に県内の市町村から他の市町村に転居される方で，転居前の住所地に引き続き３か月以上住んでおり，転居前の住所地の選挙人名簿に登録されている方の投票について

１　投票する選挙区

転居前の住所地の市町村（以下，「転居前市町村」という。）の選挙人名簿に登録されていますので，今回の県議会議員選挙では，転居前市町村が属する選挙区の投票をすることができます。

（転居先の住所地の市町村（以下，「転居先市町村」という。）が属する選挙区の投票はできません。）

２　投票の方法

次のいずれかの方法で投票できます。

(1) 投票日の当日，転居前市町村の投票所で直接投票することができます。
(2) 転居前市町村の期日前投票所で，期日前投票ができます。
(3) 転居先市町村及びその他の市町村選挙管理委員会で，不在者投票ができます。
（不在者投票を行う場合は，あらかじめ転居前市町村の選挙管理委員会へ「投票用紙等請求書兼宣誓書」と「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をあわせて直接提出又は郵送し，投票用紙等の交付を受けてください。）

いずれの投票を行う場合でも，転居前及び転居先市町村ほか全国の市役所・町村役場の住民課等で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（無料）が必要です。特に，不在者投票をされる方は早めに申請し，交付を受けてください。

◎　転居日が４月２日以降の方は，転居前に期日前投票をされると，上記の「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が不要ですので，転居届を提出する前に期日前投票をすることをお勧めします。

期日前投票ができる期間　　平成２３年４月２日（土）　から
平成２３年４月９日（土）　まで

※　詳しいことについては，各市町村の選挙管理委員会又は県選挙管理委員会（電話：099-286-2237）にお問い合わせください。